

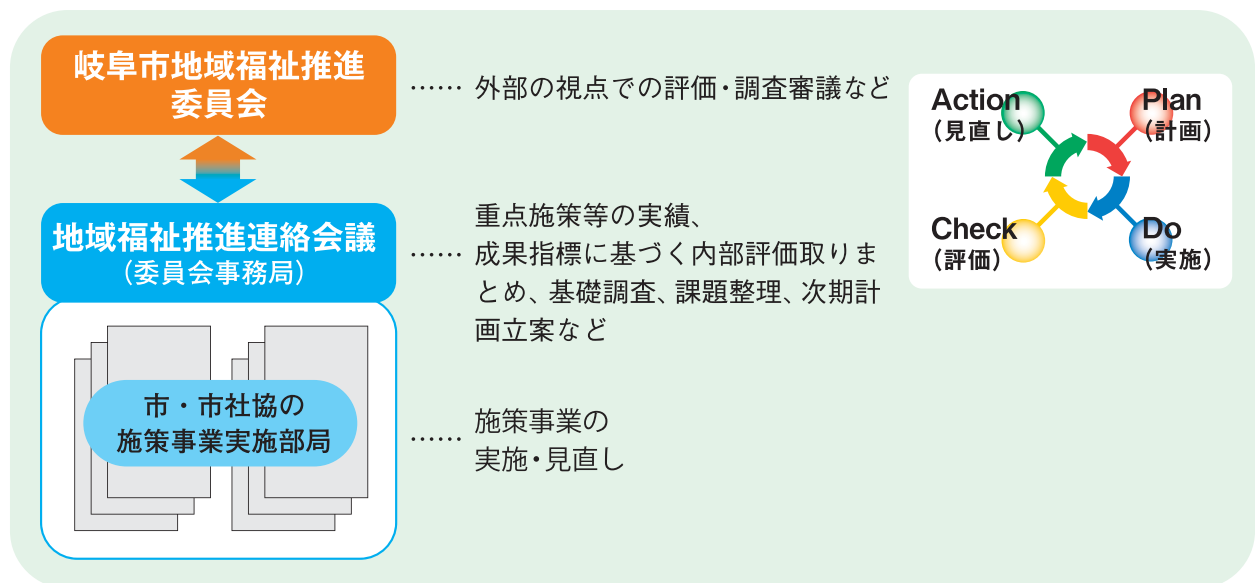
第6章 計画の進行管理

第1章
計画の概要
第2章
この計画の基本的な考え方
第3章
市及び市社協が実施する施策事業の体系
第4章
重点施策
第5章
施策事業
第6章
計画の進行管理

前章までに定める施策事業を効果的に実施していくため、この計画を策定するために設置した有識者や関係団体の代表等で構成する「岐阜市地域福祉推進委員会」（以下：委員会）及びその事務局として市・市社協の関係職員で構成する「岐阜市地域福祉推進連絡会議」（以下：事務局）を、この計画の実施段階においても継続設置し、これらの場で計画を進行管理します。

事務局は、市・市社協の事業実施部局から重点施策の実施状況等の報告を受け、評価指標の推移状況を把握し一時的な評価を行うとともに、委員会での審議をふまえて必要に応じて施策事業を見直します。さらに、中長期的な観点でも計画の実践をとりまとめ、次期計画に向けた課題整理を行います。

委員会は、計画策定に携わった外部者（市・市社協の職員以外）の視点で、事務局からの報告に対する二次的な評価や付議される事項を審議します。



● 進行管理の年次スケジュール

毎年度、実績評価を行うとともに、中長期的な視点での進行管理として、計画期間の中間年度にあたる平成 29 年度には中間整理として総合的な実績評価による施策事業等の見直しを、平成 30 年度には次期計画策定のための基礎調査を、平成 31 年度には次期計画策定の立案等を実施します。

事 項	H27	H28	H29	H30	H31
毎年度の重点施策の実施状況や成果指標等に基づく事業実績評価	○ (実績評価)	→ 改善 → ○ (実績評価)	→ 改善 → ○ (実績評価)	→ 改善 → ○ (実績評価)	→ 改善 → ○ (見込み評価)
中長期的な視点での進行管理					
総合的な実績評価による見直し			○ (中間整理)		○ (総括)
次期計画策定のための基礎調査 (データ分析・市民意向把握・関係団体ヒアリング等)				○ (基礎調査)	○ (課題整理)
計画の成果検証、課題整理、次期計画策定					○ (立案・策定)

● 成果指標

この計画を実施することによる総合的な成果を測る指標として下表の3つを設定します。これらは基本理念の「手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる市民が主役のまちづくり」が実現した状態を象徴するものとして、現実的に定量的な測定が可能なものです。

①は、「見守り合い」がなされているという地域の状況を測ろうとするものです。

②は、地域住民自らが「強化すべき地域の支え合い機能」を把握し、必要な取り組みを進めているか状況を測ろうとするものです。

③は、個々の活動ベースでも公的な相談支援との連携協力が図られている状況を測ろうとするものです。

	指 標	計画策定年度 (H26)	計画終了年度 (H31)
①	地区内の半数以上の単位自治会で個別の見守りを実施している地区数※ ¹	6地区※ ²	30地区※ ³
②	(地域ごとの)地区地域福祉活動計画の策定地区数	——	30地区※ ⁴
③	「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」の使用実績がある地区数	——	30地区※ ⁴

※1 各社協支部長に対して実施するアンケート調査により把握する

※2 平成26年度に実施したアンケート調査結果から指標に掲げる見守りを実施していると認められる地区数(又は、見守り活動は実施していないが、地域には十分な見守り機能が備わっているため「今後も見守り活動を実施する必要はない」と回答した地区数)

※3 以下のアンケート回答(平成26年度に実施したアンケート調査結果)、見守りの実態を勘案し定めた

- ・見守り活動は実施しているが、活動の広がり「地区内の半数以下」に留まっている又は、見守り方法が「個別的」なものに至っていない地区数 14地区
- ・見守り活動は実施していないが、「計画的に取り組みたい」と回答した地区数 13地区
- ・現時点(平成26年度)では、「必要ない」又は、短期的には見守り活動を立ち上げることに對して住民の理解・賛同を得ることが困難であると認められる地区数 10地区

⇒平成31年度までに「地区内の半数以上」、「個別的な」見守り活動が展開できる地区数の見込み
20~26地区程度

※4 前計画(第2次岐阜市地域福祉活動計画)での実績等から、新しく活動モデルを示し、各地区で活動を実施していく場合、実際に取り組むことができる地区数について、岐阜市地域福祉推進委員会委員からの意見により定めた

- ・「日常緊急時」の連携体制推進事業 平成22年:2地区→平成25年:30地区
- ・支え合いマップづくり推進事業 平成22年:5地区→平成25年:34地区

第1章	計画の概要
第2章	この計画の基本的な考え方
第3章	実施する市及び市社協が実施する事業の体系
第4章	重点施策
第5章	施策事業
第6章	計画の進行管理

